

Vol.129

今回は消費税込

相談事例紹介

# 会員相談室

相談委員 熊王 征秀 (武蔵野)

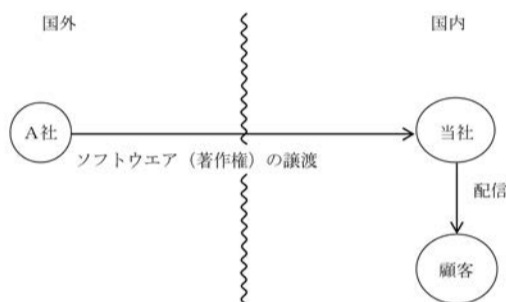
**電話相談**  
受付 午前10時～11時50分  
時間 午後 1時～2時40分  
**03-3354-8520**

**事前予約**  
面接相談・随時相談  
**03-5919-7157**

## 外国法人に支払う著作権の対価に関する仕入税額控除の可否

事例1

当社(内国法人)は、外国法人A社が著作権を有するソフトウェアについて、その販売権を取得し、国内のエンドユーザーに対してインターネットにより販売(配信)している。外国法人A社から当社へのソフトウェア(著作権)の譲渡は電気通信利用役務の提供に該当し、当社の本店所在地が国内であることから国内取引となるか。また、国内取引に該当した場合には、A社に支払う著作権の取得代金は国内において行う課税仕入れに該当し、仕入税額控除の対象となるか。



回答

本事例における当社と外国法人A社との取引は、著作権・著作隣接権という無形資産の譲渡又は貸付けであり、電気通信利用役務の提供に該当するものではないので、A社の本店所在地で内外判定を行うことになる(消令6①七)。結果、当社からA社への支払は国外取引となり、仕入税額控除の対象とすることはできない。

検討

1. 国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し

電気通信回線を介して行われる電子書籍・音楽・広告の配信等については、平成27年度改正により、内外判定を受益者の住所や本店所在地等に変更することとなった(消法4③三)。これにより、国外事業者が国内向けに行う電子サービス(電気通信利用役務の提供)は国内取引に該当し、課税の対象となる。

また、国外事業者が国内向けに行う電子サービスを、事業者向け電気通信利用役務の提供(事業者間の相対取引)と消費者向け電気通信利用役務の提供(不特定多数との取引)に区分し、「事業者向け電気通信利用役務の提供」については、国外事業者の納税義務を、受益者である事業者に転換することとした(リバースチャージ方式)。

「消費者向け電気通信利用役務の提供」については、役務提供を行う国外事業者が納税義務者となる(国外事業者申告納税方式)。

2. 著作権の譲渡・貸付けの取扱い

「電気通信利用役務の提供」とは、電気通信回線

を介して行われる著作物の提供などをいい、その著作物の利用の許諾に係る取引もこれに該当する(消法2①八の三)。

ただし、本事例における当社と外国法人A社との取引は、著作権・著作隣接権という無形資産の譲渡又は貸付けであり、電気通信利用役務の提供に該当するものではないので、A社の本店所在地で内外判定を行うことになる(消令6①七)。結果、当社からA社への支払は国外取引となり、仕入税額控除の対象とすることはできない。

なお、当社のエンドユーザーに対する販売(配信)は、受益者の住所等が国内であるから国内取引に該当し、消費税が課税されることになる。

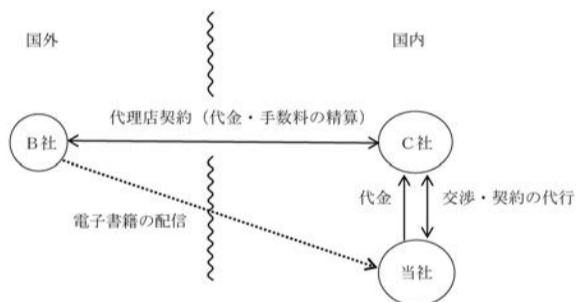
区分	内外判定の基準
著作権、出版権、著作隣接権、ノウハウなどの無形資産の譲渡や貸付け	譲渡又は貸付者の住所や本店所在地等
著作物の利用の許諾に該当する取引(著作物のダウンロード販売など)	受益者の住所や本店所在地等



## 外国法人との契約に基づく電子書籍の購入(受信)代金を内国法人(外国法人の代理店)に支払う場合の仕入税額控除の可否

事例2

当社は外国法人B社との契約により、電子書籍の配信を受けている。B社との契約交渉・契約書の作成・代金決済等の事務はB社の代理店であるC社(内国法人)が代行しているが、電子書籍は直接B社から配信されている。当社は、C社に支払った電子書籍の代金を国内における課税仕入高として処理することができるか。



回答

当社とB社との取引は、代理店であるC社との間で個別に交渉等を行っているものの、当社とB社との間で直接締結した事業者間契約と認められるのでリバースチャージ方式が適用される。よって、受益者である当社が電子書籍の取引額(特定課税仕入高)について納税義務を負うとともに、課されるべき消費税額について、仕入税

額控除の規定を適用することができる(消法28②、30①)。

検討

1. C社を経由してB社に支払う電子書籍代金の取扱い

本則課税による申告で課税売上割合が95%未満となる場合	C社に対する支払額(特定課税仕入高)を課税標準額に計上するとともに、「特定課税仕入高×7.8%」を課税仕入れ等の税額に加算することになる。
本則課税による申告で課税売上割合が95%以上となる場合	当分の間、リバースチャージ取引はなかったものとされる(消法附則(平27年)42、44②)。よって、納税義務はない半面、C社に支払う電子書籍の代金も仕入税額控除の対象とすることはできない。
簡易課税制度の適用を受ける場合	

2. C社が収受する手数料の取扱い

日本の代理店であるC社が契約の代行等を行ってB社から手数料等を受領する取引は、非居住者に対して行う役務の提供に該当する。よって、外国法人B社が国内で直接便益を享受する取引ではないことから、契約書等の書類の保存を条件に、輸出免税取引として処理することができる(消法7②、消令17②七)。

3. 表示義務

リバースチャージ取引については、役務提供者が「リバースチャージ方式の対象取引である」旨を納税義務者となる受益者に表示する義務があるので、B社は代理店であるC社に指示する方法により、当社に対してリバースチャージ取引である旨を注意喚起する必要がある(消法62、消基通5-8-2)。

注) 内容は、令和元年12月26日現在の法令等に基づいています。

本事例紹介は、会員の業務上の諸問題解決支援の一環として掲載しています。文中の税法の解釈等見解にわたる部分は、執筆者の私見(参考意見)ですので、実際の申告等税法の解釈適用に当たっては、会員ご本人の責任において行ってください。

【お詫びと訂正】

前号(第759号)・6面「会員相談室相談事例紹介」の一部に誤りがございましたので、下記のとおり訂正させていただきます。

「2事例への当てはめ(2)乙社」の上から11行目、「…(D)は引き続き適用できない」:(誤)(D)→(E)(E)

## 確かな人材を求めて

## 税理士事務所職員の退職金共済制度

優秀な人材確保と税理士事務所の福利厚生充実にご活用下さい。税理士法人の職員も加入できます。



ご加入の  
おすすめ

制度の特徴

- 1 掛金は全額「必要経費」又は「損金」に計上できます。
- 2 基本掛金は最高30口(1口1,000円)まで自由に決められます。
- 3 加入前に勤務した期間を通算することができます。
- 4 退職金の準備ができ、他との重複加入(中退共)が可能です。
- 5 相互通算制度も利用できます。

退職一時金支給額例(単位:1口あたり1,000円)

加入期間(年)	支給額(円)	参考(掛金・円)
1	12,000	12,000
5	61,147	60,000
10	124,625	120,000
15	190,517	180,000

【加入者の声】  
突然何人かの退職者が重なり、退職金共済に加入していただけたことに感謝しています。(A支部・共済契約者)  
職員求人の際、「退職金共済に加入している」と一言すると安心されます。(B支部・共済契約者)

●ご加入希望の方には資料をお送りいたします。 ●お申し込み、お問い合わせは下記へ

TEL.03(3356)0077 FAX.03(3356)3357

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士協同組合会館3階  
http://www.tz-tokutaikyo.jp/



東京税退共

東京税退共 (一般財団法人 東京税理士事務所職員退職金共済会)